

短期海技士受験コースにかかる必要経費について

(2019年2月現在のもの。消費税増税が実施された場合は、実施日以降に開催する講習から料金の改定があります)

一般財団法人 尾道海技学院

○ 受験コース受講料金 (航海・機関共通 教本代込)

四級海技士 237,600 円

五級海技士 221,400 円

六級海技士 199,800 円

○ 海技免許講習受講料金 (別料金)

※ 海技免許講習とは、初めて海技士免状を取得するときに受講する講習で、この講習の修了証明書がなければ国家試験に合格されても免許申請の手続きができません。また、一度受講された科目は再度受講される必要はありませんので、既に海技士免状を所有されている方は、必ずお問い合わせください。また、海員学校、海技大学校等を卒業された方は、既に取得されている場合がございますので、卒業された学校へ確認をお願い致します。

海技免状を何も取得されていない場合の金額は以下の通りです。

四・五級海技士 (航海) 99,530 円 (税・教本代・キューマスク込)

四・五級海技士 (機関) 50,450 円 (税・教本代・キューマスク込)

六級海技士 (航海) 53,880 円 (税・教本代・キューマスク込)

六級海技士 (機関) 40,370 円 (税・教本代・キューマスク込)

内訳：

● 救命講習：29,100円 (キューマスク：250円含む) ● 消火講習：11,270円

● レーダー観測者講習：13,510円 ● 航海英語講習：10,650円

● 機関英語講習：10,080円 ● レーダーARPA講習：35,000円

○ 教材費 (別料金)

航海を受講される方は、コンパス・ディバイダ・三角定規・電卓等が必要になります。お持ちの方は持参してください。学院でも販売しております。

[参考金額]

海図(2枚) 388円 三角定規 1,190円

コンパス 1,730円 ディバイダ 1,300円

電卓 1,960円 (電卓は航海・機関共に必要 関数機能等付き)

海技試験六法 5,184円 (五級海技士以上で航海・機関共に必要) ※口述試験対策

○ その他 (別途料金)

本校に受験申請手続きを依頼される方は、国家試験受験申請料金が必要です。

受験申請手数料は、船員手帳・乗船履歴証明書等、証明の方法で多少異なりますが、12,000円～20,000円程度になります。(印紙代含む)

また、四・五級海技士の場合、筆記試験合格後、口述試験が行われますので収入印紙(口述試験料・身体検査料)4,570円が追加が必要です。

なお、国家試験合格後、免許申請手続きを依頼される場合にも料金が必要になります。

■ 免許申請手数料 四級海技士 (航海・機関) 12,210円～12,570円 (送料込)

五級海技士 (航海・機関) 10,710円～11,070円 (送料込)

六級海技士 (航海・機関) 9,810円 (送料込)

※ 履歴限定解除をされる場合は別途2,060円かかります。

[上記の金額は全て2019年2月現在のもの]

船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成26年4月1日改正）

別表3（第9条の2、第40条関係）

海技士身体検査基準表

検査項目	身体検査基準
視力 (5メートルの距離で行う万国視力表による。)	1. 海技士(航海)の資格 ⇒ 視力(矯正視力を含む)が両眼共に0.5以上 2. 海技士(機関)の資格 ⇒ 視力(矯正視力を含む)が両眼で0.4以上 3. 海技士(通信)の資格 } ⇒ 視力(矯正視力を含む)が両眼共に0.5以上 海技士(電子通信)の資格 }
色覚	船舶職員としての業務に支障をきたすおそれのある色覚の異常がないこと。
聴力	5メートル以上の距離で語声語を弁別できること。
疾病及び身体機能の障害	心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害により船舶職員としての職務に支障をきたさないと認められること。

※「船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）」改正

身体適性基準制度の見直し

視力等に関する具体的な基準が規定されたこと、身体検査は締約国により承認された医師によって実施されることが義務化されたこと等から、以下の改正を行います。

- ① 船舶職員となるために必要な身体検査基準について、条約で定められた基準に一本化する（第一種基準及び第二種基準の廃止、新たに機関士及び通信士に対する色覚基準の設定。）。
- ② 海技士の身体検査は、船員法に基づき指定された医師により証明されたものでなければならないこととする。

国家試験海技士の受験に際しては、身体検査は、上記にありますように「船員法に基づき指定された医師で受診して提出してください。」

（船員手帳を所有されている方は、「健康証明書」を受けている医師と言う意味です。）

不明な点がありましたら、ご連絡ください。

一般財団法人 尾道海技学院
海技部
広島県尾道市栗原東二丁目18番43号
TEL(0848)37-8111 FAX(0848)37-8110
<http://www.marine-techno.or.jp/>
✉ onomichi@marine-techno.or.jp